

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	上毛町

上毛町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名	上毛町役場 産業振興課 (上毛町鳥獣被害防止対策協議会)
所 在 地	築上郡上毛町大字垂水 1321 番地 1
電 話 番 号	0979-72-3151
F A X 番 号	0979-84-8021
メールアドレス	sangyo@town.koge.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、カラス、ハト、アライグマ
計画期間	令和7年度 ～ 令和9年度
対象地域	上毛町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害面積		被害金額
イノシシ	稲	81	a	868 千円
	麦類	65	a	272 千円
	豆類	7	a	11 千円
	果樹	7	a	17 千円
	野菜	2	a	212 千円
シカ	稲	51	a	542 千円
	麦類	87	a	359 千円
	豆類	48	a	77 千円
	果樹	24	a	768 千円
	野菜	6	a	423 千円
カラス	稲	16	a	170 千円
	麦類	70	a	288 千円
	豆類	22	a	35 千円
	果樹	27	a	1,106 千円
	野菜	1	a	163 千円
	その他	4	a	743 千円
ハト	豆類	48	a	76 千円
アライグマ	稲	0	a	1 千円
	野菜	4	a	174 千円

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	生息状況	発生時期
	発生場所	増加傾向
イノシシ	町内全域に生息	通年
	町内全域	増加傾向
シカ	町内全域に生息	通年
	町内全域	横ばい
カラス	町全域に生息	通年
	町全域	横ばい
ハト	町全域に生息	通年
	町全域	横ばい
アライグマ	町全域に生息	通年
	町全域	増加傾向

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	被害面積	162 a	145 a
	被害金額	1,380 千円	1,242 千円
シカ	被害面積	216 a	194 a
	被害金額	2,169 千円	1,952 千円
カラス	被害面積	140 a	126 a
	被害金額	2,505 千円	2,254 千円
ハト	被害面積	48 a	43 a
	被害金額	76 千円	68 千円
アライグマ	被害面積	4 a	3 a
	被害金額	175 千円	157 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 捕獲報償金 ・ 予察捕獲 ・ 捕獲機材の導入 ・ 狩猟免許取得経費の助成	・ 捕獲員の高齢化 ・ 新規狩猟免許取得者の捕獲技術の向上
防護柵の設置等に関する取組	・ 侵入防止柵資材費の助成	・ 侵入防止柵設置後の管理
生息環境管理その他の取組		・ 野菜くず、未収穫果実の除去 ・ 隠れ家になりうるヤブの刈払

(5) 今後の取組方針

- ・ 捕獲等に関する取り組みとしては、捕獲員の高齢化が課題となっていることから、新規狩猟免許取得者を確保するための支援を行い、また、免許取得後は、技術向上を支援する。
- ・ 防護柵の設置等に関する取り組みとしては、被害発生地域への侵入防止柵設置を支援し、また、設置後は管理の指導等を行う。
- ・ 広域的に被害を軽減させるため、大分北部福岡東部鳥獣被害防止対策協議会と連携した鳥獣被害対策を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊を対象鳥獣捕獲員としており、関係機関との連携により計画的かつ効果的な捕獲を実施する。なお、捕獲範囲が広く、能率的に捕獲を行うためにライフル銃による捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R7～R9 年度	イノシシ、シカ アライグマ	・ 捕獲機材の導入 ・ 狩猟免許取得助成
	カラス、ハト	・ 狩猟免許取得助成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福岡県鳥獣保護管理事業計画、福岡県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、上毛町全域での捕獲を行い、近年の捕獲実績を踏まえた捕獲計画数を設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	350 頭	350 頭	350 頭
シカ	350 頭	350 頭	350 頭
カラス	70 羽	70 羽	70 羽
ハト	20 羽	20 羽	20 羽
アライグマ	100 頭	100 頭	100 頭

捕獲等の取組内容
銃器及び罠（箱罠、くくり罠）により上毛町全域で捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
安全が確保できる場所で遠方からの射撃により、効率よく捕獲を行う。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ、シカ	ワイヤーメッシュ柵 10 km	ワイヤーメッシュ柵 10 km	ワイヤーメッシュ柵 10 km

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ、シカ	定期的な見回り、 草刈り 破損個所の補修	定期的な見回り、 草刈り 破損個所の補修	定期的な見回り、 草刈り 破損個所の補修

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R7～R9 年度	イノシシ、シカ カラス、ハト	- 野菜くず、未収穫果実の除去 - 隠れ家になりうるヤブの刈払

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
上毛町 産業振興課	情報収集、関係機関への連絡、鳥獣の捕獲
行橋農林事務所 農山村振興課	情報収集
豊前警察署	情報収集、避難誘導、安全確保、捕獲の協力
京築広域圏消防本部	情報収集、被害者の保護
上毛町鳥獣被害対策実施隊	情報収集、鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制

住民 → 上毛町 → 行橋農林事務所 豊前警察署 京築広域圏消防本部 上毛町鳥獣被害対策実施隊
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理する。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

豊前市の食肉加工施設へ搬入を行っている。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上毛町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
福岡京築農業協同組合	被害対策の普及啓発、情報収集
豊築森林組合	被害対策の普及啓発、情報収集
上毛町鳥獣被害対策実施隊	被害対策の普及啓発、鳥獣の捕獲
知識経験を有する者	被害対策の普及啓発
上毛町	協議会の総括等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大分北部福岡東部鳥獣被害防止対策協議会	情報収集、情報交換 被害対策の普及啓発
中津市鳥獣被害対策協議会	
宇佐市鳥獣被害対策協議会	
豊後高田市有害鳥獣被害防止対策協議会	
行橋市鳥獣被害防止対策協議会	
豊前市鳥獣被害防止対策協議会	
荏田町鳥獣被害防止対策協議会	
みやこ町鳥獣被害防止対策協議会	
築上町	情報収集・情報交換 被害対策の普及啓発
行橋農林事務所	
京築北九州農業共済組合	
京築広域圏消防本部	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害の対策に積極的に従事することが見込まれる者（13名程度）及び町職員（5名程度）で構成され、緊急的に捕獲を要する際の捕獲活動や、防護柵設置地区に対する指導や助言を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

住民からの被害報告を素早く受け、関係機関へ情報提供し、適切な対策が実施できる体制整備に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・有害鳥獣が市街地で発見された際には、教務課を通じて、各小学校のスクールメールによって保護者に通知し、児童の安全対策を行う。
- ・有害鳥獣が市街地で発見された際には、防災無線放送によって、住民の安全対策を行う。